

## 岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、地球温暖化防止に寄与することを目的に、住宅用地球温暖化対策設備を設置する者に対し、予算の範囲内で交付する岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象システム及び対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となるシステム（以下「対象システム」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。）の導入
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）の導入
- (3) 電気自動車等充給電設備（以下「V2H」という。）の導入
- (4) 家庭用燃料電池システム（以下「エネファーム」という。）の導入
- (5) 太陽光発電システム、HEMS及び蓄電池の一体的導入
- (6) 太陽光発電システム、HEMS及びV2Hの一体的導入
- (7) 太陽光発電システム、HEMS及び高性能外皮等の一体的導入（以下「ZEHの導入」という。）の一体的導入

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする者又は市内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする者（以下「設置者」という。）

(2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅を購入しようとする者（以下「購入者」という。）

(3) その他市長が特に必要と認める者

2 前項各号に掲げる者は、徴収金（岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第2条第2号で定める市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。）を滞納していない者で、かつ、岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者でなければならない。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる住宅が店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限り、対象とする。

4 対象システムに対する補助金の交付は、対象システムの種類ごとに、対象システムを設置した住宅につき1回限りとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象システムの設置に要する費用とする。

2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に補助金の交付を申請しなければならない。

2 補助金の交付を申請する場合には、設置者にあつては対象システムの設置工事に着手する前に、購入者にあつては対象システム付き新築住宅を購入する前に、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書

(様式第1)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める事項が記載された対象システムの仕様書(対象システムを構成する機器のパフレットを含む。)

ア 太陽光発電システムにあつては太陽電池モジュールの型式、公称最大出力、使用枚数等

イ HEMS及びV2H 型番

ウ 蓄電池 パッケージ型番及び蓄電容量

エ エネファーム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型番

オ 高性能外皮等 高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備の型番並びに仕様又は規格

(2) 工事請負契約書の写し(設置者に限る。)。ただし、工事請負契約書に対象システムの経費の内訳が明記されていない場合には、別途内訳書を作成しなければならない。

(3) 建売住宅の売買契約書の写し(購入者に限る。)。ただし、売買契約書に対象システムの経費の内訳が明記されていない場合には、別途内訳書を作成しなければならない。

(4) 工事着手前の写真(設置者に限る。)

(5) 対象システムを設置しようとする住宅の位置図

(6) 国のZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し(交付決定を受けている場合は交付決定通知書の写しを含む。)(ZEHの導入に限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税の完納状況の確認をすることができる。

(事業着手届の提出)

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知を受けた日から起算して60日以内に、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置事業着手届（様式第3）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取り下げたものとみなす。

(計画変更の承認)

第9条 交付決定者は、第6条第2項に規定する交付申請書に記載された内容を変更する場合又は対象システムの設置を中止しようとする場合は、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金計画変更・中止承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、計画変更による補助金の交付申請額の増額は、できないものとする。

2 市長は、前項に規定する承認申請書のうち金額の変更を伴うものが提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5）により同項の規定による承認申請を行った交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 交付決定者は、対象事業が完了した日から起算して60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金事業実績報告書（様式第6。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる対象システムの区分ごとに当該各号に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付決定者が交付決定により得た権利は、自動的に失効するものとする。

(1) 対象システムの設置に係る経費内訳書及び領収書の写し(3か月以内

のものに限る。)

(2) 次に掲げる対象システムの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 太陽光発電システム

(ア) 電力会社の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約（設置後に電力会社と締結する太陽光発電設備の電力受給及び低圧系統連系に関する契約をいう。以下同じ。）を証明する書類の写し

(イ) 設置完了後の太陽電池モジュールの割付図

(ウ) 対象システムの設置状態を示す写真

(エ) その他市長が必要と認める書類

イ HEMS

(ア) 対象システムの保証書の写し（製造者が発行するもので、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）

(イ) 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの）

(ウ) その他市長が必要と認める書類

ウ 蓄電池

(ア) 対象システムの保証書の写し（製造者が発行するもので、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）

(イ) 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、システム本体並びにシステム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）

(ウ) その他市長が必要と認める書類

エ V2H

(ア) 対象システムの保証書の写し（製造者が発行するもので、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）

(イ) 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、システム本体並びにシステム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）

の)

オ エネファーム

- (ア) 対象システムの保証書の写し（製造者が発行するもので、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）
- (イ) 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体並びに燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）
- (ウ) その他市長が必要と認める書類

カ 高性能外皮等

- (ア) 国のZEH支援事業の完了実績報告書及び補助金額確定通知書の写し
- (イ) 高性能外皮等の設置状態を示す写真（高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備の設置状況が分かるもの）
- (ウ) その他市長が必要と認める書類

2 前項の対象事業が完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

- (1) 電力会社との電力受給契約に係る系統連系・受給開始日（太陽光発電システムに限る。）
- (2) 対象システムの保証開始日（HEMS、蓄電池及びエネファームに限る。）
- (3) 国のZEH支援事業の補助金額確定通知日（高性能外皮等（ZEH）に限る。）

(4) 対象システムの設置工事又は対象システム付き新築住宅の購入に係る支払が完了した日

(5) 住所を定めた日

3 第2条第2項第5号から第7号までに掲げる事業に係る申請で交付決定を受けた者が、第9条の規定による変更の承認（対象事業の変更を伴うものに限る。）を受け、かつ、対象事業が完了した日から起算して30日を経

過している場合における実績報告書の提出の期限については、第1項の規定にかかわらず、同条第2項の規定による変更承認の通知を受けた日から起算して10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容の審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、交付決定者に岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書（様式第7）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長に請求書（様式第8）を提出し、市長はこの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第13条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認申請書（様式第9）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を対象システムの設置以外の用途に使用したとき。
- (4) 前条の規定による承認を受けずに対象システムを処分したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

第16条 市長は、この要綱による補助を受けて対象システムを設置した者に対し、必要に応じて対象システムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成21年4月1日から平成21年6月30日までの間に対象システムの設置が完了した者又は対象システム付き新築住宅の購入が完了した者にあつては、第5条に規定する交付申請書と第9条に規定する実績報告書を同時に提出するものとする。この場合において、第9条に規定する「完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日」とあるのは、「平成22年3月31日」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(設置者の交付申請等に係る特例)

- 2 平成22年7月20日から平成22年9月30日までの間に対象システムに係る設置工事に着手した者は、第5条第2項の規定にかかわらず、設置工事に着手した後に交付申請書を提出することができる。この場合において、第7条に規定する岩倉市住宅用太陽光発電システム設置工事着工届の提出を省略することができる。

(購入者の交付申請に係る特例)

- 3 平成22年7月20日から平成22年9月30日までの間に対象システム付き新築住宅の引渡しを受けた者は、第5条第3項の規定にかかわらず、建物の引渡しを受けた後に交付申請書を提出することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項第4号の改正規定(同号を同項第5号とする部分を除く。)は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月21日から施行する。  
(設置者の交付申請等に係る特例)
- 2 平成24年11月13日から平成24年12月20日までの間に対象システムに係る設置工事に着手した者は、第5条第2項の規定にかかわらず、設置工事に着手した後に交付申請書を提出することができる。この場合において、第7条に規定する岩倉市住宅用太陽光発電システム設置工事着工届の提出を省略することができる。  
(購入者の交付申請に係る特例)
- 3 平成24年11月13日から平成24年12月20日までの間に対象システム付き新築住宅の引渡しを受けた者は、第5条第3項の規定にかかわらず、建物の引渡しを受けた後に交付申請書を提出することができる。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の特例を定める  
要綱の一部改正)

2 岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の特例を定める  
要綱(令和元年11月28日施行)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象システムの種類	対象システムの内容
太陽光発電システム	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、最大出力（太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいう。以下同じ。）が10キロワット未満（増設の場合は、既設部分を含めた最大出力が10キロワット未満）の太陽光発電システムで未使用のものであること。</p> <p>イ 電力受給契約を締結するものであること。</p>
HEMS	愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定された未使用のもの
蓄電池	愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定された未使用のもの
V2H	愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定された未使用のもの
エネファーム	愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定された未使用のもの
高性能外皮等	<p>次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、</p>

	<p>室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。) ) に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備をいい、国の補助事業における補助対象となる住宅として一般社団法人環境共創イニシアチブ (S I I) 又は一般社団法人環境共生住宅推進協議会 (K K J) により補助を受けた住宅であること。</p> <p>イ 未使用のもの</p>
--	---

別表第2（第5条関係）

対象事業	補助金額
HEMSの導入	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、1万円を上限とする。
蓄電池の導入	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。
エネファームの導入	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。
V2Hの導入	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、5万円を上限とする。
太陽光発電システム、HEMS及び蓄電池の一体的導入	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、17万円を上限とする。
太陽光発電システム、HEMS及びV2Hの一体的導入	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、12万円を上限とする。
ZEHの導入	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額とし、17万円を上限とする。

備考 太陽光発電システム、HEMS及び蓄電池の一体的導入又は太陽光発電システム、HEMS及びV2Hの一体的導入又はZEHの導入に係る申請で交付決定を受けた者が対象事業を変更する場合における補助金額については、変更後の対象事業への補助金額とする。